

山田みやこの活動報告

令和3年2月5日(金)

知事からの要望書に対する回答

民主市民クラブの要望書に対して知事から回答を受けました。要望に対し回答は噛み合ったものばかりではなく、もう少し踏み込んだものを期待しましたが残念な内容でした。今後それぞれの進捗状況を確認していきます。次ページより回答書を掲載します。



民主市民クラブの2021（令和3）年度県当初予算及び政策推進に関する要望書に対する回答

令和3（2021）年2月5日

本県では、中期的な視点に立った財政運営を行うことを基本としつつ、県政の持続的な発展に向け、「とちぎ行革プラン2016」に基づき、自律的な行財政基盤の確立に取り組んでいる。

令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対応経費が必要となるとともに県税収入が大幅な減となるほか、高齢化の進行等に伴う医療福祉関係経費も引き続き増となること等から、国の地方財政計画による地方交付税等の増はあるものの、令和2（2020）年度当初予算以上の財源不足が見込まれている。

こうした中、令和3（2021）年度当初予算では、財政健全化の取組を着実に実行することにより必要な財源を確保し、新型コロナウイルス感染症への対応や、令和元年東日本台風被害からの復旧・復興に重点的に取り組むとともに、「とちぎ未来創造プラン」と「とちぎ創生15戦略（第2期）」の推進を図ることとした。

○ 重点的に取り組むもの

I 新型コロナウイルス感染症への対応

- 1 県民の命を守る
- 2 県民の暮らしを守る

II 令和元年東日本台風被害からの復旧・復興

III 「とちぎ未来創造プラン」と「とちぎ創生15戦略（第2期）」の推進

- 1 人材育成戦略
- 2 産業成長戦略
- 3 健康長寿・共生戦略
- 4 安全・安心戦略
- 5 地域・環境戦略
- 6 とちぎ未来創造プランの推進に向けて

要望事項に対する回答は、次のとおりである。

要 望 事 項	回 答
2 Withコロナで取り組むとちぎ創生15戦略(第2期)の推進について とちぎ創生15戦略(第2期)の初年度取組は想定外の新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける一方、東京圏への一極集中の社会構造転換の機運加速やデジタル社会に向けた体制整備の遅れなど、新たな課題に直面することとなった。 今後はWithコロナを踏まえた「新しい生活様式」を取り入れ、職場や地域を基本とした社会形態を問わない「新たな日常」へ移行・見直しを進めなければならないと考える。また、「生活拠点」や「集団による就労環境」など働き方に関する従来の考え方を変え、新たな地方における価値創造への関心が惹起されている。 Withコロナで取り組む本県地方創生の推進に際し、感染症の拡大防止と社会経済活動のマルチタスクを展開するうえで、既存事業の見直しを行う一方、県内中小企業のリスク対応力支援・競争力の強化、ワーケーションの推進、地方分散を呼び込む環境づくり、新しい生活スタイルの実践・定着等取組を拡げていくべきと考える。 そこで、中小企業が環境変化に対応するための支援をはじめ感染症対策融資の確保、留学生と海外展開を目指す企業等とのマッチングの強化、デジタル技術を活用することのできる生産者の育成及び県産品の販売環境の拡充を図ること。自然を生かした観光資源等の磨き上げとアクティビティ性に富んだ本県の優位性をブランディング化して国内外への情報発信を図られたい。加えて、市町が進める地方創生の取組を支援する「わがまち未来創造事業」の見直し、「とちぎ未来人材応援事業」の活用促進に取り組むこと。	中小企業に対しては、感染症にも対応したBCP策定による事業継続力強化を支援するほか、宿泊施設の多様な利用方法と稼働率向上を図るため、引き続きワーケーションについて積極的に推進していく。 また、県制度融資の充実・強化を図り、中小企業者の資金繰りを支援していくとともに、大学等のキャリアセンター職員を対象とした企業説明会を開催し、留学生と企業等とのマッチングを強化するほか、ネット通販やデジタルプロモーションの手法等に関する情報提供を行い、農産物等の販売環境拡充に取り組む生産者の育成を進めていく。 さらに、本県の優れた自然環境、豊富な温泉等の魅力について、デジタルメディアやWEB等、様々な媒体を活用し、効果的な情報発信を行うほか、日光国立公園の魅力創出を図るため、Ma a Sと連携したアクティビティ情報の一元化等の案内機能強化に取り組んでいく。 加えて、とちぎ未来人材応援事業については、引き続き周知に努め、更なる利用を促進していくとともに、市町の地方創生に向けて取り組む活動に対して、関係人口の創出・拡大に向けた要素を加えるなど、「わがまちつながり構築事業」で引き続き支援していく。 ○わがまちつながり構築事業費 100,000 ○お試しテレワーク等推進事業費 10,000

要 望 事 項	回 答
3 デジタル社会における新たな地方分権・権限移譲について 本県から市町への権限移譲は、2000年度から特例条例に基づき権限移譲を進めている。2006年度には「栃木県権限移譲基本方針」及び「権限移譲推進計画」を策定し、計画的な権限移譲に取り組むとともに、基本方針については成果と課題を踏まえ、2011年・2016年にそれぞれ改定しながら、市町が必要な権限を自ら選択する「手挙げ方式」を取り入れるなど、市町の実情に応じた権限移譲を推進してきた。権限移譲の推進は市町が自らの発想と創意工夫に基づき、地域の課題解決や地方創生に寄与する取り組みであり、今後のデジタル社会の進展により行政ニーズも変化することが予想されることから、新たな権限・事務の移譲が必要と考える。 そこで、来年度までを推進期間と定める現基本方針を見直すべく、庁内検討組織の設置や市町との協議等に取り組むこと。また、昨年は国の地方分権一括法施行から20年を迎えたが、コロナ禍における新しい生活様式の導入や地方移住に向けた機運の高まり等でも見られる社会のデジタル化への流れを踏まえ、新たな地方分権の検討について、全国知事会等を通じ国に対し働きかけられたい。	住民に身近な行政サービスは、住民に最も身近な市町が担うことが望ましいとの考え方のもと、県と市町との合意に基づき、必要な権限移譲を進めている。 社会全体で急速に進むデジタル化は、住民の利便性を向上させるとともに、企業活動等の効率化や様々な地域課題の解決に資すると期待されており、県及び市町においてもデジタル技術を最大限活用し、地域の実情に応じた施策を展開していくことが重要である。 各市町の意向や実情を伺いながら、来年度中に栃木県権限移譲基本方針を改定し、市町の希望や特徴を生かした権限移譲を効果的に進められるよう取り組んでいくとともに、国に対して、全国知事会等を通じ地方分権改革の更なる推進を要望していく。
4 県財政運営の健全化に向けた取組について 本県財政は、2022年のいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催に向けた大型公共事業の実施等による投資的経費などの増大により、県財政が逼迫傾向にある。県が試算している中期財政収支見込みでは、毎年の「財源不足額」が固定化傾向となっており、その額も90億円前後となっている。また、昨年10月時点での2021年度の財政収支見込みの試算では、約109億円の財源不足額が見込まれている。 2019年に発生した令和元年東日本台風により県内は甚大な被害を受け、その対策費も膨大となった。気候変動が著しくなった今日、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、不測の事態に対する予算措置も恒常的になる等、県財政健全化への取組は、いざという時の備えのために極めて重	財政健全化については、推進期間が今年度までとなっている「とちぎ行革プラン2016」を基に取り組んできたが、義務的経費の増加や新たな行政需要への対応等により、引き続き財源不足が見込まれる。 このため、現在策定中の「栃木県行財政改革大綱(第7期)」において「持続可能な行財政基盤の確立」を目標の一つに掲げ、財政の健全性の確保を図っていくこととしており、歳入規模に見合った歳出構造への転換を中期的に進めていくほか、歳入確保に向けた取組の推進や徹底した歳出の見直し等により財源不足の圧縮に努め、財政調整基金の涵養を図ることで、予定外の支出や新たな行政需要に備えていく。 引き続き県民ニーズや社会情勢等の変化への確に

要 望 事 項	回 答
5 公共施設等維持管理体制における新たな支援について コロナ禍において、県有施設等も感染拡大防止に努めながら、県民・団体などに対し、施設利用・企画事業等公共サービスの提供に取り組んでいる。 しかしながら、昨年春から相次ぐ施設の利用休止や利用制限、事業の中止に伴い、指定管理者は、維持管理体制の継続に苦慮してきた。感染症対策という新たな対応に迫られる一方、外出自粛や新しい生活様式のもと、施設運営上、利用件数及びサービス提供の減少を余儀なくされている。 県はこの間、コロナ禍で影響を受ける指定管理者に対し、今年度補正予算に計上した予備費での対応を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、事業の中止や利用件数の減少、新しい生活様式に伴う維持管理などによる影響の長期化が懸念されることから、指定管理者との契約条件等、指定管理者制度を早急に見直し、指定管理者に対する支援制度を整えること。	県有施設に指定管理者制度を導入し、民間の創意工夫を生かし運営コストを低減しつつ、県民サービスの向上を図ってきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休館等が余儀なくされ、運営に影響が生じている指定管理者施設がある。 このため、指定管理者との間で締結した協定書に基づき、必要な財政的支援を行っており、引き続き県民サービスの低下等につながらないよう適切に対応していく。

要 望 事 項	回 答
7 県有施設の長寿命化対策について 本県の公共施設等の多くは、高度経済成長期以降に整備をしてきており、今後、これらの施設等が一斉に老朽化し、更新や修繕等に多額の経費が継続的に必要となる。こうした状況を踏まえ、県では「栃木県公共施設等総合管理基本方針」や施設類型ごとの「個別施設計画」に基づき点検・診断を行い、予防保全工事等の長寿命化対策を実施している。北村副知事をトップとする「県有財産総合活用推進会議」によって、情報共有や部局横断的な調整を行っているが、年1回の開催と聞いている。 「栃木県公共施設等総合管理基本方針」が策定され、5年目となるが、主に学校施設においては、事後保全による改修工事が目立つ状況にある。現在の課題は、すべての公共施設において、長寿命化や更新費用にいくらかかるのか全体を把握できていないことや、縦割りの弊害として、各部局ごとに策定している施設類型の個別計画では、どうしても更新計画が重なり、結果的に財政の平準化も図れず、今後必要な公共施設が良好な環境で使用できなくなるおそれもあることから、公共施設等の情報を部局横断的に管理・集約する専門部署を設置すること。さらに、今後も財政状況は、人口減少社会に合わせて今以上に厳しくなっていくことが想定されるが、県民にとって必要な公共施設は更新していかなければならないことから、財源の確保にも努めること。	県有建築物の長寿命化対策については、「栃木県公共施設等総合管理基本方針」等に基づき、県民ニーズや建築物の劣化状況等を十分に把握し、優先度の高い建築物から計画的に推進していくこととしている。 今後とも、県有財産総合活用推進会議において、各個別施設計画の取組状況の進捗管理を行い、各施設が適切に維持できるよう、必要な対策を講じていく。 ○県庁舎等長寿命化推進事業費 2,500,000 ○警察本部庁舎改修費 325,024 ○県立学校施設長寿命化推進事業費 1,406,902

要 望 事 項	回 答
9 栃木県プラスチック資源循環推進条例に基づく取組強化について 日本の廃プラスチック総排出量は2005年1,000万トンに対し、2018年も900万トンとほぼ横ばいの状況である。また、廃プラスチックの海外輸出は、本年以降、バーゼル条約によって規制されるため、国内で廃プラスチックを再利用・有効活用する機運も高まっている。 本県においては、「栃木県プラスチック資源循環推進条例」が議員提案によって昨年制定され、同年3月10日施行となった。本条例ではプラスチックの資源循環に対し、県や事業者、県民の責務を定め、実効ある施策展開を求めている。特に県においては、事業者等が実施するプラスチック資源循環の推進に資する研究及び技術開発を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めることを本条例で定めているため、今後、具体的な課題に対し必要な措置を講じていただきたい。 一つには、農家や農業団体から寄せられた要望として、「農業用廃プラスチックの処理問題」が挙げられる。農業用廃プラについては、2017年末の中国の廃プラスチック類の輸入禁止措置などに伴い、国内における産業廃棄物処理を余儀なくされているため、処理費用の高騰による農家等の負担増が大きな問題となっている。(参考までに、2015年は28円/kg、2019年は67円/kgとなっている) 調査によると、廃プラスチックの処分に対する農家負担軽減策として、県内各自治体における支援には、大幅な格差もあるため、昨年制定された「廃プラ条例」の趣旨を踏まえ、県における廃プラスチック処理に対する支援制度の創設など、農家負担の軽減を図ること。 二つには、「廃プラスチックの削減に向けた新素材の開発」である。プラスチックのような環境負荷が大きい素材の製造・使用が、世界的に見直されている中で、今、日本発の革新的な新素材が注目を集めている。2011年設立のベンチャー、TBMが開発したLIMEX(ライメックス)である。LIMEXは、世界各地にほぼ無尽蔵に存在する石灰石が主成分であり、しかも、水や木材をほぼ使用することなく製造ができ、紙やプラスチックの代替製品となる可能性を秘めている。国内では、宮城県白石市にプラントが建設されており、今後、廃プラ	プラスチック資源循環の推進に向け、昨年7月に条例に基づく推進体制である協議会を立ち上げるとともに、本年3月には推進の道標となる「栃木県プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針」を策定予定であり、まずは、小学生や若者をターゲットにした削減運動やイベントでの実証等を通じ、実効性のある各種施策を展開していく。 農業用廃プラスチックについては、県や農業団体等で構成する栃木県使用済農業生産資材適正処理推進協議会を通じて、適正処理とリサイクルの推進に係る普及活動を継続するとともに、排出量を低減できる生分解性マルチの利用について農業者への啓発を引き続き行っていく。 また、現在策定中の「新とちぎ産業成長戦略(仮称)」において、環境・新素材技術をものづくり産業の成長を加速させる未来技術の一つと位置付け、環境負荷の小さい新素材についても、先進的取組等の情報を幅広く収集するとともに、県内企業における研究開発を支援していく。 ○プラスチックごみ削減対策事業費 21,064 ○ものづくり産業躍進プロジェクト推進事業費 180,472

要 望 事 項	回 答
また、本県林業・木材産業従事者等の確保・育成は不可欠である。我が会派も継続的に要望してきた「林業大学校構想」については、先の県議会知事答弁でも明らかな通り、2021年度に具体的なカリキュラムを検討することが表明されている。本県の林業・木材産業従事者等の確保・育成に向けては、県林業センター等が行っている「就業後研修」に加えて「就業前研修」や基本的知識等の習得の場の確保等も極めて重要である。今後の検討にあたっては、他県の林業大学校の先進的な事例を参考にするとともに、県内の各自治体等からの要望も加味し、場所や具体的なカリキュラムの検討等、産官学連携等を取り入れ、積極的に取り組むこと。 11 野生鳥獣害対策と豚熱(CSF)及び高病原性鳥インフルエンザへの対策について 農林業に大きな被害をもたらす野生鳥獣に対し、特にイノシシ・シカに関し、県は管理計画に基づく捕獲目標の達成に向け、県単捕獲奨励制度や地域リーダー育成研修、さらには侵入防止柵設置等により、市町や捕獲従事者を支援するなどして取り組んできた結果、捕獲数を堅実に増加させてきた。しかしながら、被害金額は依然高い水準で推移しており、一層の対策強化が求められる。そこで、粘り強く地道な支援を継続し、対策の実効性をより向上させるため、新年度以降においても事業に必要な財源を十分に確保すること。 加えて、昨年来、本県においても、豚熱(CSF)に感染したイノシシが確認されたことや、高病原性鳥インフルエンザも近県で発生し、いよいよ本県にも刻々と迫りつつある状況だが、ひとたび侵入を許してしまうと、その被害は計り知れないものとなることから、これらの感染症に対する防護・防疫対策の一層の強化が求められる。そこで、現場の正確な状況を把握するためにも飼養者との緊密な意見交換や適時適切な情報提供に加え、あらゆる対策に万全を期すために必要な財源を十分に確保すること。とりわけ、豚熱(CSF)については、飼養豚への定期的なワクチン接種が極めて有効とされているので、消毒体制の強化や経口ワクチンの散布も含め、時期を逃さず最善の対策が行えるよう、きめ細かな支援に必要な財源を十分に確保すること。	県鳥獣被害対策本部と地域鳥獣被害対策連絡会議が連携し、それぞれの地域課題を的確に把握しながら、鳥獣被害対策に積極的に取り組んでいく。 具体的には、市町や捕獲従事者に対する支援や県による捕獲のほか、対策指導者の育成や河川敷の緩衝帯整備によるイノシシの出没防止対策等に必要な財源を確保し、捕獲、防護、環境整備を組み合わせた総合的な対策を効果的に進めていく。 あわせて、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、市町協議会によるイノシシ等の侵入防止柵の設置を支援していくとともに、鳥獣被害に関する農業者からの相談に対応できる体制の強化を図っていく。 また、豚熱(CSF)や鳥インフルエンザなど、家畜伝染病の発生を予防するため、畜産農家等に対し、防疫関連情報の迅速な提供を行うとともに、農場を個別に巡回しながら、飼養衛生管理基準の遵守徹底の指導を引き続き行っていく。 特に、豚熱(CSF)については、引き続き、予防的ワクチンの適切な接種を進めるとともに、野生イノシシからの感染を防止するため、市町や関係団体と連携し、経口ワクチンの散布やモニタリング調査等に取り組んでいく。 全国的に感染拡大が続いている高病原性鳥インフルエンザについては、防疫資材の更新・備蓄の確保に取り組んでいるほか、今年度は、緊急措置として、県内の養鶏農家に対し消毒のための消石灰を配布したところであり、引き続き、関係者との連携を密にしながら発生予防対策を徹底していく。

要 望 事 項	回 答
1 2 本県の環境の現状と課題克服に向けた取組について 本県は、新たに2021年度からの5か年計画である「栃木県環境基本計画」（以下、新計画）を策定中である。新計画では、「とちぎエネルギー戦略（2014－2030年度）」、「とちぎ環境立県戦略（2009－2020年度）」、「生物多様性とちぎ戦略（2016－2020年度）」の3戦略を統合し、とちぎ未来創造プラン（仮称）との整合を図ろうとしている。 本県の環境の現状と課題では、①近年の自然災害の激甚化・頻発化に対する気候変動への「適応策」、②メガソーラーをはじめとする再生可能エネルギー設備は多くが売電目的であり、地域電源になっていない、③食品ロスや海洋プラスチックごみ等の対応、④生物多様性の確保と農林水産業等の被害軽減の両立、⑤新技術活用による県内経済発展と地域課題解決の両立等が挙げられ、これらの課題解決に向けて、新たな指標に基づく、新計画の実効性が問われることとなる。 新計画は、4つの基本目標に対し18の施策を掲げ、更に「重点プロジェクト」として、4つの指標を掲げて取組を展開しようとしている。そこで、今後こうした指標の達成に向けては、県民運動として取り組むことが重要であるため、その具現化に向けて取り組むこと。 また、環境を取り巻く国の新たな動きとして、昨年「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、その実現に向けては、「経済と環境の好循環」を作る産業政策として「グリーン成長戦略」が策定された。このような国の動きに呼応し、県においても2050年の目標達成に向けた本県の役割を明確化し、県民総ぐるみ運動として取組を進めること。 さらに、ものづくり県である本県においては、自動車をはじめとするものづくり産業におけるカーボンニュートラルの推進は不可欠である。東京都では、2019年12月に発表したビジョン『ゼロエミッション東京戦略』および『ZEV普及プログラム』において、2030年には新車販売台数の50％をZEV化、2050年には全ての自動車をZEV化することを明示している。（「ZEV＝Zero Emission Vehicle＝排出ガスを出さない自動車」で、EVやFCV等を指	現在策定中の栃木県環境基本計画に掲げる基本目標、施策、重点プロジェクト及び各指標を着実に推進・達成していくため、市町、事業者及び県民の各主体間が連携して本県の環境課題の解決に取り組んでいく。 また、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、令和3（2021）年度に必要な取組の具体的な工程を示すロードマップを策定し、目標や必要な取組等を各主体と共有しながら、栃木の総力を挙げて取り組んでいく。 さらに、蓄電池や水素など脱炭素化に資する先進的取組を行う県内外の大学や試験研究機関等と幅広く連携を図るとともに、県内企業の新技術・新製品開発を支援していく。 ○ものづくり産業躍進プロジェクト推進事業費 （再掲） 180,472 ○ものづくり技術強化補助金（再掲） 67,000

要 望 事 項	回 答
14 子育て支援の充実について 2014年に、子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されず、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策に関する大綱が策定されている。しかし、2018年度までの16年間、虐待による死亡例は0歳児が一番多い現状である。厚生労働省の専門委員会は、妊婦健診未受診や予期せぬ妊娠など妊娠期・周産期の状況が一層乳児虐待に繋がるリスクになり、「関係機関の関与なし」が0歳児では85.7%であったと指摘している。コロナ禍における子育ては、より一層の不安や怖れなどに直面し、出生前の環境にも大きく影響することから、早期からの切れ目のない支援のために、予期せぬ妊娠等の相談窓口「にんしんSOS」設置は必要である。設置に際して、委託先など様々な課題があり、県内市町の実態調査を検討することから、全市町の子育て世代包括支援センターとの連携を視野に、早期に調査を行い現場の意向を把握し設置を図られたい。 また、子育て期の問題として、児童相談所への相談対応件数は、2019年度は前年対比で385件の増加となり、今後さらにコロナ禍において、生活困窮やDV被害等から児童虐待相談件数は増加が見込まれる。昨年度3つの児童相談所において、7名の児童福祉司等の増員をはかり、今後3年間で15名増やし71名にするという方針だが、虐待対応時の不適切な言動と対応があったと聞いている。職員の人材育成が追いついていないのではないかと疑問に思う。支援の場での二次被害は決してあってはならない。対応件数が多いとはいえ、OJTや研修の徹底と適材適所の配置により将来を見据えた子どもの成長の支援を図られたい。	予期せぬ妊娠の相談窓口となる「にんしんSOS」の設置については、県のこれまでの取組を踏まえ、市町の実情を把握するとともに、子育て世代包括支援センターや県助産師会及びとちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」等の関係団体等と意見交換を行うなど、引き続き、相談体制の構築について検討していく。 また、児童虐待については、その増加に対応するため、国のプラン等に基づき専門職を増員するなど、児童相談所の体制強化に努めているところである。 人員増と併せて、専門性の向上や相談援助技術の獲得、スーパーバイザーの充実などによる人材育成に取り組む、児童相談所のより一層の機能の充実を図っていく。

要 望 事 項	回 答
16 新型コロナウイルス感染症対策における医療提供体制の充実と県民に対しての情報発信について 県では、1月14日現在、確保病床数・宿泊療養室数621床・室となっているが、病床稼働率は60%前後を推移、重症病床稼働率は50%前後を推移と、数字だけ見るとまだ受け入れられるように思えるが、自宅待機者は約1,000人と非常事態に直面している。病床は確保したものの、治療には多くの人員を要するため、現在の医療体制では、確保した病床数全てに対応できるだけのスタッフ数が不足している状況と聞いている。県民からは病床稼働率が上がらないことについて不満の声が聞こえてくる。県として、現在の県内医療提供体制について、県民に対し正確な情報提供が必要と考えられる。1月14日に緊急事態宣言が発出となったが、前回の緊急事態宣言の時よりも外出している人が多く感じられる。やはり、陽性患者を減らすためには、不要不急の外出を控えることが必要なことから、もっと高い緊張感を強いられるような情報発信や対応にも努めること。さらには、県央・県南の宿泊療養施設につづき県北にも宿泊療養施設が開設されると聞いている。十分なスタッフの拡充に努めるとともに、知事会を通じて国に対して医師、看護師等医療スタッフの派遣要請を行うなど受け入れ態勢の拡充にも努めること。 また、新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、2月中旬から同意を得た医療従事者への先行接種が開始されるといわれている。接種を円滑に進めるための体制の整備が課題となっている。接種にあたる医師や看護師などの必要な人員を各市町が確保できるよう県は助言、指導に努めること。そのほかワクチン接種に対する個人の意思の尊重や副作用等情報など、各市町に対して適切な情報発信に努めるとともに、ワクチン接種に伴う費用については全額国が補償するよう国に対して働きかけること。 さらに、新型コロナウイルス感染症の検査体制について、厚生労働省は15日、PCR検査で一度に複数の検体を分析するプール方式を、行政検査の対象とする方針を明らかにした。医療、介護施設の一斉検査などに活用が期待されていることから本県もプール方式を早急に取り入れること。	不要不急の外出自粛等の緊急事態措置の県民・事業者への周知については、市町や消防、警察等と連携し、広報媒体やSNS等、あらゆる方策を活用した広報・啓発のほか、知事や市町長等による街頭での呼びかけ、飲食店の営業時間短縮要請への協力状況の調査を実施するなど、徹底した対応を行っている。 また、宿泊療養施設の入所者に対して適切な療養環境を提供するためには、医師や看護師による健康管理が重要であることから、引き続き県医師会や郡市医師会、県看護協会をはじめ、県内外の関係団体等に広く協力を求め、必要な医療スタッフの確保に努めている。 ワクチン接種については、現在、医師会等関係団体と連携し、優先接種対象である医療従事者等に対する接種体制の整備を進めるとともに、住民接種の円滑な実施に向け、市町の準備状況や課題等について確認しつつ、担当者会議を適宜開催するなど連携して取り組んでいる。ワクチン接種に関する情報については、あらゆる機会をとらえて県民への周知を図っていく。接種費用については、全国知事会等を通じ、全額国が負担するよう求めている。 さらに、高齢者入所施設、障害者入所施設及び精神科病院の職員を対象に<u>抗原検査を実施</u>するとともに、これら職員に感染防止対策の徹底を図るなど、施設等におけるクラスターの発生・拡大の未然防止に取り組んでいく。 ○新型コロナウイルス感染症医療提供体制等整備事業費 21,423,375

要 望 事 項	回 答
的視点も含め、必要な支援制度の創設と予算措置が講じられるよう、改めて強く働き掛けるとともに、県としても、それを補完する独自支援の速やかな枠組みづくりに取り組むこと。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、2度目となる緊急事態宣言が発令されている現状から、各知事は都道府県境を跨ぐ移動は極力控えるよう要請を続けている。こうした状況から、本県単独では、国のG o T oトラベルキャンペーンの状況を見極めながら「県民一家族一旅行」を再度実施することを検討することに加え、国には、近隣県とのブロック的な連携により対象範囲を限定した地域版「G o T oトラベルキャンペーン」など、その時々感染状況に応じて、地域独自の旅行推進事業を企画・実行することで、需要回復・喚起の実効性と経済波及効果の向上を図るための対策が講じられるよう、強く働き掛けること。	○観光キャンペーン推進事業費（再掲） 103,975 ○とちぎインバウンド強化対策事業費 112,063
19 コロナ禍での新たな働き方創出支援について 新たな生活様式を取り入れた就労環境の整備に向け、在宅を基本としたリモートワークやサテライトオフィス設置による分散勤務が進められる一方、コロナ禍による販売低迷や事業規模の縮小を余儀なくされ、持続化給付金・雇用調整助成金はじめ国及び県等の支援が図られながらも雇用に与える影響は少なくない。 栃木労働局によれば1月15日現在、県内でも雇用調整の可能性がある事業所数は累計3,000か所を超え、解雇等による見込み労働者数は累計1,065人に上る。さらに、昨年11月の県内有効求人倍率は、前月より0.05ポイント上回ったとはいえ、1倍を下回るのは5ヵ月連続となった。 こうした中においても、堅調な事業活動が行われている業種・事業所も見受けられ、雇用の維持に苦慮する事業所からの人材の一時的な受入れ含め情報の収集・提供及び仲介が図られる雇用シェアリングを検討されたい。 また、昨年12月臨時国会で成立した「労働者協同組合法」を受け、制度の周知と法人設立の支援等を図りながら、多様な就労機会の創出を図ること。	新型コロナウイルス感染症の影響等で雇用過剰となった企業から人手不足の企業への一時的な出向や移籍等により雇用の維持を図るため、(公財)産業雇用安定センター栃木事務所等において、雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を行っているところであり、引き続き、取組の実績等を「とちぎ雇用維持確保・テレワーク等推進会議」において共有しながら、関係団体と連携し、本事業の周知活用を図って参る。 また、国と連携し、労働者協同組合制度の周知・啓発に努めるとともに、2年後の法施行に向けて法人設立に関する相談体制を構築していく。

要 望 事 項	回 答
21 種苗法改正に伴う県の種苗条例への影響について 国内で開発された品種の海外流出を防止し、育成者権者の知的財産を守るため、2020年12月に種苗法が改正され、新たに罰則を設けるなどの措置が新設された。しかし、登録品種の自家増殖について、お金を払って許諾を受けなければならなくなるなど、新たな負担に不安を抱く生産者も多い。 そこで、2020年4月に施行された本県の「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」の運用について、県内生産者の負担増とならず、かつ、種苗の育成者権者の権利を守れるよう対応していくこと。 さらに、種子法廃止とほぼ同時に成立した(2017年5月)農業競争力強化支援法では、これまで国の研究機関や都道府県が開発してきた種苗の関連情報について多国籍企業を含む民間業者への提供を促進するとされていることから、県で開発した知見が外部へ流出してしまうなど、様々な不安を持っている県民に対し、正しい情報発信を行い不安払拭に努めること。 あわせて、県が開発した登録品種を公共財産としても守るために、ローカルフード宣言を行うなど、県民や事業者に対し、地域の種苗から作られた農産物の地域での消費、学校給食での活用、できるだけ化学肥料や農薬を使わない環境に配慮した農産物の提供について普及啓発に努めること。	今回の改正種苗法においては、知的財産権を保護するため、登録品種の自家増殖について、育成者権者の許諾に基づき行うこととなり、農家に対し許諾費用が生じる場合も想定されるが、本県においては、県育成の「とちぎの星」や「スカイベリー」などの品種について、農家所得の安定を図るため、農家が行う自家増殖に対して新たに負担を求めないこととしている。 また、県が登録した品種の知的財産権を保護するため、必要に応じて海外における品種登録等を行っていく。 さらに、県の登録品種が海外等に流出することのないよう、農家への種苗配布時に適切な管理を要請しており、今後とも、種苗条例や種苗法の制度について誤解が生じないよう、農家への丁寧な説明に努めていく。 あわせて、地域で生産される農産物が地域での消費拡大につながるよう、関係機関・団体と一体になって学校給食での活用を含め地産地消の取組を推進していく。

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
23 本県の米政策の充実強化について 2018年度からの新たな米政策下での過剰生産基調に加え、コロナ禍での消費減退により、主食用米の在庫量が適正在庫の水準を大きく上回っている。国は、2021年産米の適正生産量を693万トンとしたため、2020年産米と比較し、30万トン減となり、大幅な主食用米の作付け転換を余儀なくされている。このため、国の追加的支援措置等も活用し、本県独自の飼料用米等への作付け転換を図るための支援措置を講じること。 2021年産は、かつてない規模での主食用米からの作付け転換が不可欠となるため、現在の米情報を生産・集荷・販売に係るすべての関係者が共有するとともに、「需要に応じた米生産」を行うために農業再生協議会の強いリーダーシップが必要となる。従って、本県の米生産を的確に実行するために「栃木県農業再生協議会」の運営等を通じ、米生産関係者に対する強力な指導・支援を行うこと。	主食用米の消費が減少している中、生産者の所得を確保するため、麦・大豆や飼料用米等の生産を拡大する取組に対し、緊急的に助成を行っていく。 また、栃木県農業再生協議会において、生産者や集荷業者等の関係者に対し、需要に応じた米生産の重要性や米の需給動向に関するきめ細かな情報提供を行うなど、作付け転換の働きかけを強化していく。 ○作付け転換促進事業費 312,005

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
	○公共事業費（環境森林部）（一部再掲） 4,186,071 ○県単公共事業費（環境森林部） 308,893 ○公共事業費（農政部） 8,515,660 ○県単公共事業費（農政部） 247,420 ○農村防災力強化事業費（農政部） 31,860

要 望 事 項	回 答
25 LRT整備事業に関する検証について 宇都宮市と芳賀町が進めるLRT整備事業については、昨年の宇都宮市長選挙において再度争点となったが、結果は推進派である現職が当選した。今後、JR宇都宮駅東側区間の整備促進並びに西側延伸の工事施工認可作業が進むと想定している。 そのような中、新聞報道によると、LRT東側整備区間の総事業費が約200億円増の約650億円となることがわかった。国の工事施工認可を受け、県も83億円の整備補助を手当てしている事業であるにも関わらず、突然の総事業費の増加は極めて不自然であり、遺憾である。昨年12月の県議会第369回通常会議において、LRTに関する一般質問に対し、知事からLRT事業の進捗は順調に進んでいる旨の答弁があっただけに、工事施工認可を受けた整備事業の資金計画そのものが誤っているのではないかと疑義を持たざるを得ない。 宇都宮市長は、軟弱地盤の強化、地下埋設物の補償、一部予定していなかった高架化等による事業費膨張を示唆しているが、そのような項目による事業費増大の算定そのものが短期間で実施出来るとは到底思えず、県はLRTに対する補助金を支給している立場として、LRT東側整備区間の総事業費の詳細について確認する必要があるが生じている。 そこで、県の責任において、LRT東側整備区間の総事業費や変更増となったメニュー、積算内容について検証し、その結果を県議会に報告すること。 県は、これまで東側整備区間に対するLRT整備補助金は総額83億円とし、いかなる理由においても補助金総額は増やさないと過去の県議会答弁で示している。改めて、今回の総事業費増加に伴う県補助金の増加は行わないことを表明すること。	LRT事業は、効率的で質の高い公共交通ネットワークを形成するものであり、県央地域はもとより、県内全域への波及効果が期待されることから、その実現に向け、支援を行っているところである。 現在、宇都宮市など事業主体に対して詳細な内容を確認中である。

要 望 事 項	回 答
27 教育機会確保の実践について 県教育委員会は適応指導教室において、不登校の児童生徒に対して、訪問型支援やICT活用の学習支援の調査研究を行い、児童生徒一人ひとりの状況に応じた質の高い学習機会の確保に努めてきたという。適応指導教室は学校復帰を前提としているためギリギリまで学校に行こうと頑張ったが行けなくなった不登校児童生徒にとって、学校復帰はさらなる苦しみにつながる可能性がある(居場所のないところにもう一度戻すようなもの)。時代の多様化に合わなくなってきた教育現場があるのではないかと。不登校による学習機会の欠如、引きこもりの増加、さらに親も仕事に就けず働きに出られないなどからの経済的困窮、少子化に加え社会的損失に繋がっていくことへの危機感がある。国は教育機会確保法による「休養」や「学校以外の学びの場」などの必要性を法制化した。学校以外の学びの場として、本県のフリースクールでの経験をした児童生徒から、「この経験があったからこそ今がある」という貴重な経験談を聞いている。 県教育委員会は学校以外の学びの場として、県内の適応指導教室やフリースクール等を対象とした実態調査を実施したと聞いている。その結果の公表とあわせ、どのような取組が求められているのか検証が必要である。宮城県においては、丁寧な取組の末、フリースクールへの理解が進み、今年度一つのフリースクールに対してコロナ禍での学習指導員配置という画期的な取組が行われたという。 学校復帰のみを目標とせず、将来の社会的自立を目指すために、フリースクールの必要性和認識を持つことに加え、フリースクールの運営内容の充実のため、相互の定期的な協議を重ねつつ、教育機会確保法に則った不登校児童生徒にとって本当に必要な支援の実践を図られたい。	不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目指す必要がある。 そのためには、様々な関係機関等との積極的な連携が必要であることから、県教育委員会では、市町教育委員会を通じて適応指導教室やフリースクール等を対象とした実態調査を実施したところである。 今後は、調査結果を踏まえ、関係者等との連絡会の開催など、不登校児童生徒に対する教育の機会の確保等に関する施策を推進していく。